

JMRC 北海道

2009 年 道協臨時総会 議事録

| | |
|------------|--|
| 開催日時 | 2009 年 12 月 5 日 (日) 14:00-14:45 |
| 場 所 | 札幌コンベンションセンター 中ホール |
| 運 委 出席者 | 中田 国井 佐藤 林 森清 関根 奥野 西野 楨田 藤原 石川 永井 小笠原 (記) |
| 運委欠席 | 宮本 和泉 竹道 恒松 |
| 運委出張 | なし |
| 会員出席 | 出席 12 会員・委任 20 会員 (全 44 会員中) |
| 配布資料 | 別紙 1 : JAF 北海道地域クラブ協議会規約改定案(A4/1 枚) |

1. 会員出席・委任状況

会員の出席・委任状況は以下のとおり。

出席 : AG.MSC 北海道、BRAIN、NC.A.S.C、CMSC 道北、TEAM-OSC、T.A.S.H、R.T.C、TOSC、NERVOUS、
MSC.P、TEAM B.S.T、MIT ACS
以上、12 会員

委任 : TEAM ARK、CCR、EZO、TEAM TOTAL、MSC.DO、THIBAULT、TEAM A-TEC、CMSC 帯広、
VEHICLE、TEAM WINDS、CMSC 札幌、TEAM CANAL、TEAM-KNACK、SASA、TFR、
十勝 VICIC、O.U.M.C.、SK SPORTS、CSI、LAKE SIDE
以上、20 会員

2. 進行2-1. 議長

議長には佐藤氏/MSC.P が選出された。

2-2. JAF 北海道地域クラブ協議会規約改定について 報告 : 藤原

クラブ数減少に伴い、現行 4 支部を 2 部へ統合したい。(別紙 1)

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 現行 | | 改定後 |
| 札幌支部 23 クラブ | } | 道央支部 28 クラブ |
| 室蘭支部 5 クラブ | | |
| 帯広支部 10 クラブ | | 道東支部 16 クラブ |
| 旭川支部 6 クラブ | | |

運営委員選出の規定を、現行クラブ団体 5 つに対し 1 名選出を、クラブ団体 8 つに対し 1 名選出に改定したい。

専門部長、副専門部長について、現行各専門部員により指名されを、各支部より選出された専門部員の中から運営委員長によって指名されに改定したい。また各専門部長が 2 名以内の専門部員を追加で指名することができるかと改定したい。

次のような質疑応答があった。

質問 現状 7 名とかの運営委員でやっていて、人員削減して現状を維持できますか。現状にも不満があり、悪くなるなら委員等に経費をかけても良いと思う。

回答 マンパワー的な問題だと思う。人数を増やしてサービスがあがるとは限らない。逆に働ける方を送りこんでほしい。

質問 規定改定の大義名分は何か。

回答 組織のスリム化です。

質問 組織のスリム化とは何か。

回答 経費削減を考えている。

質問 経費削減とスリム化は同じものか。

回答 人数を減らせば動くお金も減る。

質問 2 支部へ減らす必要があるのか。稚内から帯広の範囲では不可能だ。

回答 現状札幌支部以外の他支部では、支部会議を年に 1 回程度しか開催していないのであれば、統合した方が動くことになると考えた。役員を選出についても、そのカテゴリーを経験したことのない人を選出せざるをえない支部もあるので、実動できる人を部長が任命できるようにと改定したい。

質問 2 支部に統合する案を出されたということは、会議がなくても情報をおろしてくれる体制を考えているのか。

回答 支部統合と情報伝達は別に考えてほしい。毎月各支部が会議を行っているなら話は別ですが、現状で開催されていないのであり、不利益を被る方はいないと考えている。

意見 経済状況等もあり場合によっては仕方がない。自動車業界などの背景もあり、やめていく人が多い中で減った背景が何かを考えていくことも必要では。より身近な会なら出やすいが、総会等遠い会へは参加しづらいという方もいる。

質問 支部を二つにすると支部の意味がなくなるのではないか。

回答 0 という案もあったが、将来的にまた盛り上がって人が増えた時に支部を増やせる余地を残しておきたかった。今の財政状況とクラブ数を考えて 2 支部という案になった。

採決の結果は次のようになった。

賛成 5 クラブ

AG.MSC 北海道、BRAIN、NC.A.S.C、TOSC、NERVOUS

反対 7 クラブ

CMSC 道北、TEAM-OSC、T.A.S.H、R.T.C、MSC.P、TEAM B.S.T、MIT ACS

この規定改定案は否決された。

以上

J A F 北海道地域クラブ協議会 規約改定案

現 行

(構 成)

第6条 道協の構成は、次のとおりとする。

1. 全道を以下の4地域に区分し、それぞれの地域に道協支部（以下「支部」と呼称）を設置する。

室蘭、札幌、旭川、帯広

2. 道協に加盟したクラブ及び団体は、道協の区分した支部に所属するものとする。

(役員及びその定数)

第7条 道協は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 運営委員長 | 1名 |
| 2. 副運営委員長 | 1名 |
| 3. 運営委員 | 数名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 支部長 | 4名（4支部） |
| 6. 専門部長 | 4名（4部会） |
| 7. 監査 | 2名 |
| 8. 会計 | 1名 |

(役員を選出)

第10条 役員を選任は、次によって行う

1. 運営委員長、副運営委員長は、運営委員および支部長の互選により選出される。
2. 運営委員は各支部ごとに所属するクラブ団体5つに対し1名を支部クラブ団体代表者会議により選出することができる。
3. 事務局長は、運営委員長によって指名され、運委において承認される。
4. 支部長は、支部クラブ団体代表者会議によって選出される。
5. 専門部長は、各専門部員により指名され運委において承認される。
 - 1) 各専門部員は各支部より1名が選出される。
 - 2) 各専門部員の任期は2年間とするが、再任を妨げない。また、選出年度は役員と同一年とする。
 - 3) 各部員の中から、専門部長が選出された場合、専門部長が所属する支部は1名の専門部員を追加で選出することができる。
6. 副専門部長は、各専門部員より選出され運委によって承認される。
7. 監査は、運委によって指名される。
8. 会計は、事務局長が指名し、運委において承認される。

改定案

(構 成)

第6条 道協の構成は、次のとおりとする。

1. 全道を以下の2地域に区分し、それぞれの地域に道協支部（以下「支部」と呼称）を設置する。

道央、道東

2. 道協に加盟したクラブ及び団体は、道協の区分した支部に所属するものとする。

(役員及びその定数)

第7条 道協は次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 運営委員長 | 1名 |
| 2. 副運営委員長 | 1名 |
| 3. 運営委員 | 数名 |
| 4. 事務局長 | 1名 |
| 5. 支部長 | <u>2名（2支部）</u> |
| 6. 専門部長 | 4名（4部会） |
| 7. 監査 | 2名 |
| 8. 会計 | 1名 |

(役員を選出)

第10条 役員を選任は、次によって行う

1. 運営委員長、副運営委員長は、運営委員および支部長の互選により選出される。
2. 運営委員は各支部ごとに所属するクラブ団体 8つ に対し1名を支部クラブ団体代表者会議により選出することができる。
3. 事務局長は、運営委員長によって指名され、運委において承認される。
4. 支部長は、支部クラブ団体代表者会議によって選出される。
5. 専門部長、副専門部長は、各支部より選出された専門部員の中から運営委員長によって指名され、運委において承認される。
 - 1) 各専門部員は各支部より1名が選出される。
 - 2) 各専門部員の任期は役員と同一年の2年間とするが、再任は妨げない。
 - 3) 各専門部長は2名以内の専門部員を追加で指名することができる。
- ~~6. 副専門部長は、各専門部員より選出され運委によって承認される。~~
6. 監査は、運委によって指名される。
7. 会計は、事務局長が指名し、運委において承認される。

※ 斜体(下線)部分 変更

※ 二重取消し線 削除